規　則　名	理　　由	要　　旨
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	県立高等学校適正化実施計画及び奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（平成30年10月奈良県条例第12号）の規定に基づき、所要の改正をしようとするものである。	1　高等学校の廃止 奈良県立西の京高等学校を廃止する。 （別表第一関係） 2　施行期日等 (1) 令和３年４月１日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。 （改正附則関係）